

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」 指定管理関係条例集

令和 8 年 9 月

奈良県 宇陀市

改正

平成23年12月26日条例第22号

令和5年9月25日条例第14号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) 公の施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 申請受付期間
- (4) 使用料に関する事項
- (5) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (6) 申請の資格
- (7) 選定の基準
- (8) その他市長等が指定する事項

(指定管理者の指定の申請)

第3条 前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、申請受付期間内に市長等に提出しなければならない。

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 管理に係る収支計画書
- (3) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (4) その他市長等が別に定める書類

- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の指定管理者としてふさわしくない団体として規則で定める事由に該当する団体は、前項に規定する申請をすることができない。

（選定方法等）

第4条 市長等は、前条に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- （1） 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- （2） 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- （3） 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （4） 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- （5） その他市長等が別に定める事項

（公募によらない指定管理者の候補者の選定等）

第5条 市長等は、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条の規定による公募によらず指定管理者の候補者を選定することができる。

- （1） 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき設置された公の施設の管理を同法により定義される選定事業者に行わせようとするとき（他の法令の規定に基づくこれに準じた方法により選定した事業者に行わせようとするときを含む。）。
- （2） 前号の規定により選定した事業者に管理を行わせる公の施設に併設する施設を当該事業者に管理を行わせることで一体的な施設の活用が図られると期待できるとき。
- （3） 公の施設の性格、規模、機能等を考慮し、その設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が相当程度期待できるとき。
- （4） 市の施策推進の観点から施設の適正な管理を確保するため、合理的な理由があるとき。

- 2 前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、市長等は、あらかじめ第3条各号の事項について当該団体と協議を行うものとし、前条各号に照らし総合的に判断するものとする。

（指定管理者の指定）

第6条 市長等は、第4条又は前条により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244

条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長等は、指定管理者の指定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

(協定の締結)

第7条 指定管理者の指定を受けた団体は、市長等と公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の規定による協定で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定期間に関する事項

(2) 事業計画に関する事項

(3) 使用料に関する事項

(4) 事業報告及び業務報告に関する事項

(5) 市が支払うべき管理費用に関する事項

(6) 双方のリスク負担に関する事項

(7) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項

(8) 管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項

(9) その他市長等が別に定める事項

(業務報告の聴取等)

第8条 市長等は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長等は、指定管理者が前条の規定に従わないときその他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 第6条第2項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止について準用する。

(事業報告書の作成及び提出)

第10条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長等に提出しなければならない。ただし、年度の途中において前条の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当

該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
 - (2) 利用状況及び利用拒否等の件数及び理由
 - (3) 使用料の収入実績
 - (4) 管理経費の収支状況
 - (5) その他市長等が別に定める事項
- (個人情報取扱い)

第11条 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって知り得た個人情報（以下この条において「保有個人情報」という。）を取り扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止など保有個人情報の適切な管理のため、第7条第1項に規定する協定に基づき必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定管理者又は管理する公の施設の業務に従事している者（以下この項において「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(選定委員会の設置)

第12条 指定管理者の選定を行うため、宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会を置く。ただし、公募によらない指定管理者の候補者の選定を行う場合においては、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の菟田野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年菟田野町条例第19号）、榛原町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年榛原町条例第1号）又は室生村公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年室生村条例第15号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相

当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の菟田野町の公の施設の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第6条の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。

附 則（平成23年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

附 則（令和5年9月25日条例第14号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以降に選定する指定管理者候補者について適用し、同日前の指定管理者候補者の選定については、なお従前の例による。

改正

平成20年11月27日規則第33号

平成24年3月5日規則第4号

令和元年12月11日規則第26号

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(募集)

第2条 市長又は教育委員会は、条例第2条に規定する指定管理者の募集を行うに当たっては、宇陀市公告式条例（平成18年宇陀市条例第3号）別表に規定する掲示場への掲示並びに広報うだ及び市ホームページへの掲載その他適当な方法により公募するものとする。

(申請等)

第3条 条例第3条に規定する指定管理者の指定の申請は、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）により行わなければならない。

2 前項に定める書類には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体にあつては、会則等）
- (2) 前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録
- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書
- (5) 納税証明書（消費税及び地方消費税について未納額がないことの証明）
- (6) 身元証明書（法人は代表取締役。法人以外の団体にあつては、その代表者）
- (7) その他市長が必要と認める書類

3 条例第3条第2項に規定する規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員がその事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

- (2) 暴力団、暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員等がその事業活動を支配する法人その他の団体若しくはその構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、又は暴力団等に資金等を供給し、若しくは便宜を供与する等積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人その他の団体であるとき。
- (3) 暴力団等に暴力団対策法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等（以下「暴力的不法行為等」という。）を行わせた法人その他の団体であるとき。
- (4) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用する法人その他の団体であるとき。
- (5) 代表者、役員、支店長、営業所長その他の相当の地位にある者又はその事業活動を支配している者（以下「代表者等」という。）のうちに次のいずれかに該当する者がある法人その他の団体であるとき（当該法人その他の団体の代表者等が他の法人その他の団体の代表者等を兼ねる場合において、当該他の法人その他の団体の他の代表者等のうちに次のいずれかに該当するものがあるときを含む。）。
- ア 暴力団員等である者
 - イ 暴力団等の利益となる活動を行う者
 - ウ 暴力団等と社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を持つ者
 - エ 暴力団等に暴力的不法行為等を行わせた者
 - オ 暴力的不法行為等に関し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
 - カ 暴力的不法行為等に関し逮捕され、又は勾留された日から5年を経過しない者（オに該当しない者で、その者から聴取した事項又は調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったものであって、その者が代表者等である法人その他の団体では指定管理者による公の施設の適正な管理を確保する上で重大な支障を生ずると認めるものに限る。）
- (6) 代表者等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である法人その他の団体であるとき。
- (7) その法人その他の団体又はその代表者等が法人税若しくは所得税、消費税及び地方消費税、市町村民税又は固定資産税を滞納している法人その他の団体であるとき。

- (8) 条例第9条第1項又は同条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人その他の団体であるとき。

(選定委員会の組織)

第4条 条例第12条の宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長及び委員は、市長がその都度委嘱又は任命する。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(選定委員会の会議)

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者を出席させ、説明を求めることができる。
- 5 選定委員会の庶務は、指定管理者の指定に係る公の施設を所管する部局等において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める。

(審議内容の報告)

第7条 委員長は、選定委員会において審議した内容を市長等に対して報告しなければならない。

(指定管理者の指定通知)

第8条 条例第6条第1項の規定により指定管理者を指定したときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者指定通知書（様式第2号）により、指定をしなかったときは、宇陀市公の施設に係る指定管理者不指定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 条例第6条第2項に規定する指定管理者の指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者指定の日
- (2) 管理を行わせる公の施設の名称
- (3) 指定を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地
- (4) 指定の期間

(5) 管理業務の内容

(指定の取消し)

第9条 市長等は、条例第9条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じるときは、当該指定管理者に対して宇陀市指定管理者指定取消(停止)決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

2 条例第9条第2項に規定する指定管理者の指定の取消し又は管理の業務の停止の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 処分を行った日

(2) 処分を受けた法人その他の団体が管理を行っていた公の施設の名称

(3) 処分を受けた法人その他の団体の名称及び事務所の所在地

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第33号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第4号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例

(設置)

第1条 本市に湧出した良質豊富な温泉資源の有効活用を図り、住民の生涯健康を実現するとともに、広く地域の活性化に資することを目的として、健康増進施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 健康増進施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」
- (2) 位置 宇陀市大宇陀拾生250番地の2外

(管理及び運営)

第3条 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」（以下「施設」という。）の管理及び運営については、市長が行うものとする。

(利用の許可)

第4条 施設（附属設備を含む。以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。

(利用許可の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するおそれがあると認められるときは、この施設等の利用を制限し、又は利用を拒否することができる。

- (1) 公序良俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(利用者の責務)

第6条 第4条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用期間中、その利用に係る施設等を細心の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、施設等の維持管理のため、市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備の設置等)

第8条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を利用しようとする場合においては、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、若しくはその利用を制限し、若しくは停止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。
- (2) 第5条に定める事由が発生したとき。
- (3) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(入館の制限)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を制限し、拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 施設等の定員を超える利用者が生じた場合
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (3) 公序良俗を害するおそれがあると認められる者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者

(使用料)

第11条 施設等を利用する者は、あらかじめ別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 施設における附属設備等の使用料及び物品売払等価格については、現況の物価等を考察して市長が別に定める。
- 3 施設の使用料は、市長が特別な事由があると認める場合には、減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別な事由があると認めた場合においては、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 利用者は、この施設等の利用により、施設等を毀損させ、又は滅失させた場合においては、これを原形に復し、又は損害を賠償しなければならない。

(免責)

第13条 この条例に基づく処分により利用者に生じた損害については、市長は一切その責めを負わない。

(指定管理者による管理及び運営)

第14条 市長は、第1条の設置及び目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、施設の管理及び運営を市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設の利用の許可に関する業務
- (2) 施設の使用料の収受に関する業務
- (3) 施設、設備及び備品の維持管理及び運営に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関する業務のうち、市長が必要と認める業務

(公募)

第16条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定管理者を指定しようとするときは、次に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募しなければならない。

- (1) 施設の概要
- (2) 申請を受け付ける期間
- (3) 第18条第1項の規定により同項に規定する指定候補者を選定する基準
- (4) 指定管理者が行う管理及び運営の基準
- (5) 使用料に関する事項
- (6) 指定管理者に指定しようとする期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(指定候補者の選定)

第18条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らして審査した上、指定管理者の候補となる団体（以下「指定候補者」という。）を選定するものとする。

- (1) 施設の利用に関し利用者の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 施設の設置の目的に照らしその管理及び運営を効率的かつ効果的に行うことができるものであること。
- (3) 施設の管理及び運営を適確に遂行するに足りる人的能力及び財産的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理及び運営に関し十分な能力を有しているものであること。

2 市長は、前項の規定による選定と同時に、申請団体のうち指定候補者以外の団体（以下「非選定者」という。）を指定管理者に指定しない旨の処分をしなければならない。

3 市長は、第1項の規定により指定候補者を選定した後、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経るまでの間に、当該指定候補者を指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が生じたときは、当該指定候補者を指定管理者に指定しない旨の処分をし、非選定者の中から指定候補者を選定することができる。

4 前項の場合において、市長は、同項の規定による選定前に、指定候補者に選定しようとする非選定者に対する第2項の処分を取り消すものとする。

（指定管理者の指定）

第19条 市長は、指定候補者を指定管理者に指定する旨の議案が議決されたときは、速やかに当該指定候補者を指定管理者に指定しなければならない。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（指定の条件）

第20条 指定管理者の指定には、施設の管理及び運営上必要な条件を付することができる。

（協定の締結）

第21条 指定管理者は、第16条第6号に規定する期間の開始前に、市長と施設の管理及び運営に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 施設の管理及び運営に係る事業計画に関する事項
- (2) 施設の管理及び運営に要する費用に関する事項
- (3) 施設の利用者等に係る個人情報の保護に関する事項
- (4) 施設の管理及び運営を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項

(5) 法第244条の2第7項に規定する事業報告書に記載すべき事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(事業報告書の提出)

第22条 法第244条の2第7項の規定による同項に規定する事業報告書の提出は、毎年度終了後60日以内（同条第11項の規定により指定管理者の指定を取り消された団体にあつては、その取り消された日の翌日から起算して60日以内）にしなければならない。

2 前項の事業報告書には、施設の管理及び運営に係る収支決算書を添付しなければならない。

(原状回復義務)

第23条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき（当該期間の満了後引き続き指定管理者に指定されたときを除く。）又は法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消されたときは、速やかに施設及びその設備を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(市長による管理及び運営)

第24条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理及び運営の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定管理者が天災その他の事由により管理及び運営の業務の全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において必要があると認めるときは、他の条例の規定にかかわらず、管理及び運営の業務の全部又は一部を自ら行うものとする。

2 市長は、前項の規定により管理及び運営の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理及び運営の業務を行わないこととするときは、あらかじめ、その旨を告示しなければならない。

(秘密保持義務)

第25条 指定管理者の役員及び職員並びにこれらの者であつた者は、施設の管理及び運営の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(個人情報の保護)

第26条 指定管理者は、施設の利用者等に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。

(情報公開)

第27条 指定管理者は、施設の管理及び運営の業務に関して保有する情報の公開について必要な措

置を講じなければならない。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の大宇陀町心の森「多世代交流プラザ」の設置及び管理に関する条例（平成11年大宇陀町条例第6号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 施行日の前日において、合併前の条例の規定により合併前の大宇陀町心の森「多世代交流プラザ」の管理を行うものとして指定されていた法人その他の団体は、施行日からその指定の期間の末日までの間、この条例第19条第1項の議会の議決を経て指定された指定管理者とみなす。
- 4 前項の規定により指定管理者とみなされる法人その他の団体について、同項に規定する期間中に合併又は分割（当該指定管理者としての業務の全部を承継させるものに限る。）があったときは、合併後存続する法人その他の団体若しくは合併により設立された法人その他の団体又は分割により当該指定管理者としての業務の全部を承継した法人その他の団体は、当該指定管理者とみなされる法人その他の団体の当該指定管理者としての地位を承継するものとする。

附 則（平成22年条例第39号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例第1条の規定による改正後の宇陀市有料駐車場条例第3条の規定、第2条の規定による改正後の宇陀市通勤等対策駐車場条例第9条の規定、第3条の規定による改正後の宇陀市高萩台自転車等駐車場条例別表の規定、第4条の規定による改正後の宇陀市公民館条例別表第3の規定、第5条の規定による改正後の宇陀市文化会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の

宇陀市生涯学習施設条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の宇陀市文化芸術活動体験交流施設条例別表の規定、第9条の規定による改正後の宇陀市室生地域文化伝習展示施設条例別表の規定、第10条の規定による改正後の宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例別表の規定、第11条の規定による改正後の宇陀市室生福祉保健交流センターぬく森の郷条例別表の規定、第12条の規定による改正後の宇陀市榛原総合センター条例別表の規定、第13条の規定による改正後の宇陀市室生高齢者等ふれあい館設置及び管理に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の宇陀市農村環境改善センター「農林会館」条例別表の規定、第15条の規定による改正後の宇陀市菟田野農村環境改善センター「農林センター」条例別表の規定、第16条の規定による改正後の宇陀市基幹集落センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の宇陀市室生屋内山村広場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の宇陀市菟田野産業振興センター条例別表の規定、第20条の規定による改正後の道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例別表の規定、第21条の規定による改正後の宇陀市室生オートキャンプ場条例別表の規定、第22条の規定による改正後の宇陀市室生山上公園芸術の森条例別表の規定及び第23条の規定による改正後の宇陀市松山地区まちなみギャラリー条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用の許可に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和8年条例第 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例別表の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用の許可に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第11条関係）

浴場使用料

単位		1人1回につき	回数券11枚綴	1月定期券	3月定期券
区分					
浴場	大人（中学生以上）	1,000円	10,000円	13,500円	36,000円
	小人（3歳以上）	500円	5,000円	6,750円	18,000円

	中学生未満)				
--	--------	--	--	--	--

その他使用料

利用区分等		利用料金
リラックスルーム	2 時間（基本料金）	2,090円
	1 時間増すごとに	520円
カラオケルーム	1 時間	520円
その他ホール等（展示）	1 日	2,090円
調理実習室	午前 9 時から正午まで	3,200円
	午後 1 時から午後 5 時まで	4,200円
	午後 6 時から午後 9 時まで	5,200円
研修室 1	午前 9 時から正午まで	2,000円
	午後 1 時から午後 5 時まで	2,800円
	午後 6 時から午後 9 時まで	3,600円
研修室 2	午前 9 時から正午まで	1,100円
	午後 1 時から午後 5 時まで	1,500円
	午後 6 時から午後 9 時まで	1,900円

備考

- 1 冷房又は暖房を利用するときは、この表に定める額の 3 割を加算した額とする。この場合において、当該額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 2 宇陀市に住所を有しない者が利用する場合の使用料は、この表に定める額の 2 倍の額とする。
- 3 営利を目的とする利用については、この表に定める額の 5 倍の額とする。

※この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行するため、現条例の内容とは異なります。

宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宇陀市心の森「多世代交流プラザ」条例（平成18年宇陀市条例第99号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日、開館時間及び利用時間)

第2条 宇陀市心の森「多世代交流プラザ」（以下「施設」という。）の休館日、開館時間及び利用時間は、施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定める。

(利用の許可)

第3条 附属施設を利用しようとする者は、宇陀市心の森多世代交流プラザ利用許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）に所定の事項を記入の上、指定管理者に提出しなければならない。ただし、運営上において特別な事由がある場合においては、これを略式化し、又は省略することができる。

2 指定管理者は、前条の利用許可申請書の提出があったときは、これを審査し、適当であると認めた場合には、速やかに利用許可書を交付するものとする。

3 附属施設の利用許可を受けた者が、その利用を取り消そうとするときは、指定管理者に届けなければならない。

4 附属施設の利用許可を受けた者が、許可された内容を変更しようとする場合は、指定管理者にその許可を受けなければならない。なお、この場合において、使用料に不足が生じたときは、直ちにその不足額を納付しなければならない。

(使用料の減免手続)

第4条 条例第11条第3項の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、宇陀市心の森多世代交流プラザ使用料減額・免除申請書（様式第2号）を指定管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第5条 条例第11条第4項ただし書に規定する使用料を還付する場合は、次のとおりとする。

(1) 利用者の責めによらない事由により利用することができなくなったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者において特別の理由があると認めるとき。

(利用者等の禁止事項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利

用することができない。

- (1) 施設等を破損し、若しくは汚損する者又はするおそれがあると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかけ、又はかけるおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者の指示に従わない者
(損傷等の届出)

第7条 利用者は、施設等を損傷させ、又は亡失させたときは、速やかに管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の申請資格)

第8条 条例第17条に規定する申請ができる者は、法人その他の団体（以下「団体」という。）であって、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 法律行為を行う能力を有しない者
- (2) 破産者で復権を得ないもの
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- (5) 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

2 前項に定めるもののほか、申請申込資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(指定管理者の指定の申請)

第9条 条例第17条の規定による申請は、施設の管理及び運営に係る指定管理者指定申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 条例第17条第2項に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (2) 非法人にあつては、団体の代表者の身分証明書
- (3) 団体の定款、規約その他これらに相当する書類
- (4) 申込資格に関する申立書（様式第4号）
- (5) 国税及び地方税の納税証明書又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式

第4号)

(6) 管理を行う公の施設の事業計画書(様式第5号)

(7) 管理に係る収支計画書(様式第6号)

(8) 当該団体の経営状況を証明する書類

ア 前事業年度の収支(損益)計算書又はこれらに相当する書類(既に財産的取引活動をしている団体のみ)

イ 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類(作成している団体のみ)

ウ 現事業年度の収支予算書及び事業計画書(既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体のみ)

エ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書

オ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定委員会)

第10条 市長は、条例第18条の規定による指定管理者の候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、宇陀市心の森「多世代交流プラザ」指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を置く。

2 前項に定めるもののほか、選定委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(選定結果の通知)

第11条 市長は、条例第18条の規定による選定の結果、指定管理者の候補者となる団体(以下「指定候補者」という。)については、施設に係る指定管理者候補者選定通知書(様式第7号)により、指定候補者以外の団体については、施設に係る指定管理者候補者不選定通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(指定管理者の指定の通知)

第12条 市長は、条例第19条第1項の規定による指定をするときは、施設に係る指定管理者指定書(様式第9号)により、指定をしないときは、施設に係る指定管理者不指定通知書(様式第10号)により、指定候補者に通知するものとする。

(告示する事項)

第13条 条例第19条第2項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 指定管理者として指定をした団体の名称及び所在地

(2) 当該指定管理者の指定期間

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町心の森「多世代交流プラザ」における管理運営に関する規則（平成17年大宇陀町規則第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成20年規則第35号）

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式 略